

別記様式（第5条関係）

会 議 録

| | | |
|-----------|---|--|
| 会 議 の 名 称 | 令和6年度第1回福津市人権施策審議会 | |
| 開 催 日 時 | 令和6年10月23日(水) 午後2時から午後4時まで | |
| 開 催 場 所 | 福津市役所本館2階 大会議室 | |
| 委 員 名 | (1) 出席委員：谷口委員、春田委員、山田委員、麻生委員、太田委員 井上委員、漆谷委員、佐藤委員 (2) 欠席委員：石出委員、宮崎委員 | |
| 所管課職員職氏名 | 市民生活部長 谷口 由貴、人権政策課長 吉村 隆之、人権啓発・市民相談係長 荒井 賢一、人権教育・啓発指導員 芳賀 求 | |
| 会 議 | 議 題 (内 容) | 1. 開会のあいさつ 2. 成立宣言 3. 事務局紹介 4. 会長あいさつ 5. 議事録署名人の指名 6. 傍聴人の入場許可 7. 議題 ・令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表について ・市民意識調査について 12. 閉会のあいさつ |
| | 公開・非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 |
| | 非公開の理由 | |
| | 傍聴者の数 | 2名 |
| | 資料の名称 | ・次第 ・資料1 令和5年度事業進捗状況管理表 質疑回答書 ・資料2 「第3期福津市人権教育・啓発基本計画」策定スケジュール(予定) ・資料3 春日市(市民意識調査表・結果報告書-概要版-) ・資料4 古賀市(市民意識調査表・結果報告書-概要版-) ・資料5 田川市(市民意識調査表・結果報告書-概要版-) (事前配付資料) ・令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」事業進捗状況管理表 |
| 会議録の作成方針 | <input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 要点記録 | |
| 記録内容の確認方法 | | 出席委員による内容確認 |
| その他の必要事項 | 議事録署名委員 ㊟ | |

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1. 開会のあいさつ

谷口部長からあいさつ

2. 成立宣言

委員10名中、8名出席。過半数出席につき審議会成立。

3. 事務局紹介

荒井係長が4月より、山口主査が10月より人権政策課に配属となったことを紹介する。

4. 会長あいさつ

会長：ご多忙の中、お集まり頂きありがとうございます。

行政施策についての意見を言わせていただく大切な場所ですので、今日もよろしく願いいたします。

国内では選挙、それから国際的には、戦争の状態がまだ続いています。人権という言葉が一つも語られないですね。戦争の最中に、あるいは選挙の最中に、人権という言葉が出てこないような国や国際的な状況は何だろうと思うのですけれども、ベースには人権があるという、誰もが分かっているから言わないと言われるかもしれませんが、少なくとも行政施策の基盤は人権だということです。住民の人権が守られない行政はあり得ませんので、担当部署はもちろん、行政、施策全体の基盤に人権があるということを改めて、共通の認識とした上で、施策についての意見を出し合う場にしたいと思います。

5. 議事録署名人の指名

名簿順に山田委員を指名

6. 傍聴人の入場許可

事前に申し込みがあった2名を傍聴人として入場を許可。

7. 議題 <ここから谷口会長が会議を進行>

会長：次第に示されていますように、事務局から提案頂いた議題が二つあります。

令和5年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況について、それから市民意識調査についてです。まず、基本計画の進捗状況管理表について事務局から説明をお願いします。

荒井：それでは、質問に対する回答を説明させていただきます。

<資料1により質問に対する回答を読み上げる>

会長：昨年度の総括をもとに、質疑に対する取りまとめがなされました。

質問を出された方、あるいは事前の質問に記入しなかった方も、今の説明を聞いて、質問あるいはご意見があればどうぞ。

井上：学校教育課の1番、「同和」「人権同和」「人権・同和」の表記の違いということで、「人権同和」「人権・同和」は「人権・同和」に統一するということですが、何か背景や意味はあるのでしょうか。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

会長：関係課の分もここで答えられますか。関係課に改めて聞いてみますというようなレベルでも結構ですので、委員さんたちが納得するようにしないといけないのではないですか。

荒井：この件に関しては、関係課に確認して、後日回答をお伝えします。

麻生：人権政策課の3番です。対応マニュアルということで気になりました。5年度の話ですが、皆さんもご存じでしょうが、福津市でDVの問題がありました。DVの件で福津市が賠償金を払ったという件です。対応マニュアルが、要するにできていなかったということだと思います。人権に関しても電話や、対面での対応など、本当に重要な問題だと思います。6年度研修する予定ですとありますが、いつするのか、どういった形であるのかというのを具体的に教えてください。新人研修だけではなく、中堅職員も含めたところであるのか、今後の予定を教えてください。

芳賀：昨年度から人権政策課が新人職員に対しての人権研修を4月1日に行っております。ご存じのように、人権研修は繰り返しが大切で、それを広めていきたいという思いがあり本年度も年度初めにしました。部落差別対応マニュアルを直接入れたの話は、4月1日では、表現が重たい可能性があるのも、まずは人権とはどういうものなのかということと、あなたたち、私たちは、人権・同和問題啓発の特定職業従事者ですということを伝えました。具体的な中身については半年後に、ワークショップの形でやりましょうとしています。実は明日、1年目と2年目の30名の方と一緒にワークショップ形式で研修を行います。ワークショップでは、具体的な事例ケースを考えていきます。その中で私どもが考えているのは、同和問題や部落問題が身近じゃない、知らないということが出たら逆にチャンスと考えております。

麻生：マニュアルは強い力を持っていると思いますので、期待しております。

部長：人権に関する職員研修は毎年テーマを変えて、全職員に対して研修することになっています。新規職員に対してはもちろん、全職員、管理職にも研修を行っております。DV支援に関して、個人情報を担当する職員は、担当者レベルの連携会議があります。そして所管する所属長に対しても、毎年研修を行っております。DV支援に関しては毎年、担当者と所属長の合計2回の研修を行っております。テーマは別ですけれども、様々な研修を行う体制を取っております。

漆谷：マニュアルの件ですが、あなたはどうかと答えますかというような実践訓練も必要だと思います。対応がどうしても難しい場合は、管理者が代わりに対応するということができるといいと思います。

会長：職員研修に関しては実際に機能を果たしてなかった例が出てきているので、職員研修の在り方を、人事秘書課の課題として、人権政策課の審議会から、こういう意見が出たと伝えていただきたいと思います。

春田：予算がゼロというのはどういうことでしょうかという質問は私がしたのですが、全般的な回答として、予算がかかりません、だから予算は要らないですという回答が多かったです。私は予算をかけないのがいいと思っているわけではなくて、むしろかけるべきところにかけていいのですか、という質問だったのです。内部職員が講師をするからお金はかかりませんと書いてありますが、そういう研修で本当にいいのか。実効性のある、意味がある研修に予算をかけてでもしなくてはいけない、そういうところにお金は使わないといけなのではと思いました。意見ですけど、学校教育課のところですよ。今、いろんな自治体でスクールロイヤーというのがあります。学校、先生方からすると保護者対応が非常に困難になっています。保護者からすると、いじめ防止対策推進法により学校が対応することが法的義務になりました。児童生徒にとっては、学校か家庭という狭い世界の中で生きているわけですけど、子どもにとっては大きな人権問題だと思います。そういうところに法律を照らして、しかるべき立場の人がしっかり対応してくれるロイヤーに、予算をきちんとかけるのが今、トレンドです。福津市は多分ないと思います。子どもたちが幸せな人権を侵害されることがないようにということで、福岡市はロイヤーを配置しています。福津市はそういう意味では、悪いですけど遅れている気がします。予算はやはり使うべきところに使わないといけなのではないですかね。目標と実態が乖離しているところがあれば、根本的に見直さなくてはならないですし、使うべきところにお金を使いましょう。以上です。

会長：新規事業を発想するような意識がなかったら、新規予算も発生しません。しなきゃゼロでいきますから、前例踏襲でいけば、前例がゼロだったらゼロが続くということなので、これは危機だと思います。

漆谷：学習事業でトライが、自治体から委託されて、子どもたちの補充学習をしています。県のひとり親やサポートもあります。予算かからなくて、子どもたちの補充学習というのが、福間会館で可能ではないかと思っています。

春田：こども課のところですが、子どもの意見表明権は、今啓発を行っていないというのが問題だと思います。こども基本法が施行されて、市町村は子どもの意見を、子ども政策を立案するときに意見を聞かなくてはならないという義務化になっているはずですよ。子どもの権利条約が、法律として日本国内で動き始めたので、福津市も乗り遅れないように啓発したほうがいいと思います。

会長：子どもの権利条約についても、6年度施策に反映できるような流れになりましたかと聞くことになりますよね。来年度この進捗状況管理表の中では、同じことを書かないようになりますかね。この期を利用して、遅巻きながら、子どもの権利条約、とりわけ子どもの意見表明権を、学校でどれだけ教えられるのか、そういう流れをつくるチャンスだと思います。

井上：中学校では、自分たちの意見を言って福津市をよりよくできないかという、福津市こども未来会議をしています。こちらの取組は進んでいるのに、子ども意見表明権がない。何かちぐはぐだなと思います。一緒に連携ができたらいいいと思います。

太田：意見表明権は、小さな子どもたちにも当てはまると思うので、子どもたちの代弁者として、こども課と一緒に連携していけたらいいと思いました。

山田：子供たちの代弁ということで、福津市の中でも研修を受けて活動されている方もいるので、もっと増えればいいのかと思います。行政が支援をしていただくことで、いろいろ問題が解決するのではないかと思います。

会長：こども課の6番。専用相談室がないことが課題です。当課が言っているのですから、これは具体化しないといけませんね。学校教育課の3番ですが、連携は学校・家庭・地域が連携する。小中高は接続です。就学前、保幼小中高という接続をスムーズにするというのが行政の課題ですね。学校教育課10番の青少年アンビシャスのコミュニティスクールとは関連ありませんと言っていますが、学校・家庭・地域の連携というのが、コミュニティスクールのキーワードです。それを別々に考えるというのは、無駄なことをしていると思います。人事秘書課の1番、職員人権研修で、精神発達障害者しごとサポーター養成「出前講座」に申し込んだとありますが、参加人数、回数といった指標が示されると課題も見えてくると思います。

それでは、二つ目の議題、市民意識調査について、お願いします。

荒井：「第3期福津市人権教育・啓発基本計画」策定スケジュール（予定）をご覧ください。これに関連するものが、資料3から5の春日市、古賀市、田川市の資料になります。スケジュール表の、令和6年度、今回、1回目ということで、市民意識調査の他市情報を皆様にご提供させていただきました。そして次回、この3市を参考にし、福津市の市民意識調査（案）というような形で、提出させていただきたいと思っております。来年度以降の流れとしては、7年度に市民意識調査を実施し、その後、分析検討や、策定協議等を入れておりますので、決まりましたら、皆様にお伝えしたいと考えております。以上です。

佐藤：第1と第2期も市民意識調査をされたのでしょうか。

吉村：福津市では今までしておりません。今回が初めての市民意識調査です。

佐藤：前回の経過観察とか、そういうデータの比較は今回ない、初めての調査ということですね、分かりました。

会長：何を目的にするのか、その目的内容、方向性あたりを説明してください。

荒井：第3期の基本計画を立てるにあたって、市民の方々が人権に対してどう思っているのか、まず意識調査をして市が把握する。それを第3期の計画に取り込んでいきたいと思っております。

麻生：市民意識調査を実施した時、回収率が問題となると思いますが、どうお考えですか。

吉村：回収率は余り期待できない部分もあります。SNSを利用した回収など工夫し、他市町村の事例も参考にしながら、なるべく多くの意見がもらえるようにしたいと考えています。

会長：多少、回答率が低いとしても、5ポイントから、10ポイント内で収まるぐらいの工夫が必要です。それから、人権意識調査といったときに、部落問題についての意識を軸にするのか、他の人権課題の意識を知りたいというふうに広げるのかによって、質問数が全然違ってきます。質問数が25問以上あるような問いには、市民が途中で「分からない」にチェックを付ける意識が当然おこるので、質問数にも工夫をしないとイケない。同和問題について調べるのは人権政策課しかないと思いますが、障害者問題については、障害者担当課、子どもはこども課という、様々な課が調査をしているのであれば、それを流用しながら、今回の調査と相関を見てみるということはあるだと思います。あと、旧住民と新住民の意識の違いや、都市部の人と農村の人たちの意識とか、何を調べていくのかをはっきりとさせて、人権行政に反映しないとイケない。そして、どんな課題があるのかをみるための調査であるという問題意識をはっきり持つ必要があります。以上、議題二つ審議しましたが、事務局のほうで、何かありますか。

荒井：人権講演会を12月7日に行います。姫路市不徹寺の庵主を務める松山照紀さんをお招きします。ぜひご参加ください。
それでは、これもちまして第1回、福津市人権施策審議会を終了いたします。皆様お疲れさまでした。